

風致地区条例の改正に係るパブリックコメント結果について

「風致地区内における建築等の規制に関する条例」(風致地区条例)の改正に当たり、パブリックコメントを実施した結果は、下記のとおりでありました。

記

1 意見募集の対象

風致地区内の宅地造成等の許可の基準のうち緑地率の基準(10~60%)の設定及び風致地区内の規制許可等について

2 意見募集の方法

風致地区条例の一部改正(案)を都市計画課ホームページ上に掲載

3 意見募集の期間

平成15年10月27日(月)~平成15年11月4日(火)

4 結果

意見は寄せられなかった。